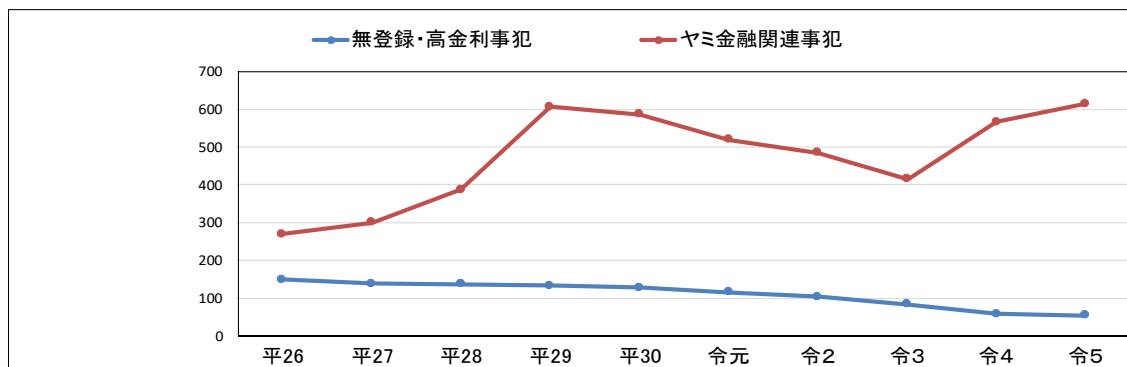


令和6年10月  
警察庁

## ヤミ金融事犯の検挙状況

## 1 検挙状況の推移



	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
検挙事件数	422	442	528	743	718	639	592	502	627	671
無登録・高金利事犯	151	140	139	135	130	118	106	85	60	56
ヤミ金融関連事犯	271	302	389	608	588	521	486	417	567	615
検挙人員	558	608	662	881	814	724	701	598	708	732
無登録・高金利事犯	258	267	257	236	207	191	197	167	128	101
ヤミ金融関連事犯	300	341	405	645	607	533	504	431	580	631
被害人員	16,885	20,946	24,231	13,044	14,469	10,529	17,417	117,689	35,298	48,741
被害額	97億 7,645万円	160億 9,086万円	131億 9,526万円	91億 3,852万円	35億 9,160万円	67億 1,464万円	43億 4,327万円	94億 340万円	55億 4,724万円	233億 7,777万円

※ 「無登録・高金利事犯」とは、貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(高金利受領等)に係る事犯をいう。  
「ヤミ金融関連事犯」とは、貸金業に関連した詐欺、犯罪収益移転防止法違反、携帯電話不正利用防止法違反に係る事犯をいう。

## 2 主な検挙事例

## ○ ギフトカードの売買を偽装した貸金業法違反等事件 (神奈川)

無登録で貸金業を営む男らは、令和2年5月から令和5年4月までの間、インターネット上で融資を申し込んできた全国の顧客約3,500人に対し、ギフトカードの先払い買取代金と称して金銭を貸し付ける手法により、法定利息の約23倍から約50倍で金銭を貸し付け、返済は貸付金額の約2倍の額面のギフトカードを郵送させ、それを買取り店で現金化する方法により、元利金合計約4億9,600万円を受領した。

令和5年10月から令和6年5月にかけて、同男ら8人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利受領等)等で検挙した。

## ○ SNSを利用した貸金業法違反等事件 (福岡)

無登録で貸金業を営む男らは、平成24年6月から令和3年10月までの間、インターネット上のSNSで顧客を募り、融資を申し込んできた全国の顧客約4,000人に対し、法定利息の約40倍から約209倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する他人名義の口座に振り込み送金させる方法により、元利金合計約43億8,400万円を受領した。

令和4年10月から令和5年6月にかけて、同男ら8人を貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利受領等)等で検挙した。